

東北地方太平洋沖地震に関する本県に
おける透析患者の受け入れについて

○ 人工透析が必要な被災者への医療及び県営住宅の提供

- ・慢性腎不全の方については、生命維持のために2、3日に1回人工透析を実施することが不可欠であります。
- ・しかしながら、被災地では大震災による医療機関の倒壊や、倒壊は免れたものの、その後の電力供給量の低下などにより、機能が果たせない医療機関も相当数にのぼっております。
- ・現時点では、被災地で人工透析の提供が困難となっておられる方がどの程度おられるのか、把握されておりませんが、本県としては、こうした方々を積極的に受け入れていくこととし、健康福祉部局と建設部局が連携して、その体制を整備いたしました。
- ・まず、受入の医療機関の体制であります。愛知県透析医会が実施した調査の結果によりますと、県内の80の医療機関で透析患者の受入が可能となっております。
- ・また、災害の影響は相当長期化することが見込まれることから、確実に受け入れるためには、あわせて住居を確保することが不可欠であります。
- ・3月16日に、450戸の県営住宅を被災された方々のために提供すると申しあげましたところありますが、県といたしましては、このうち50戸を人工透析が必要な方に優先的に提供することにしたいたしました。
- ・受け入れは、被災地の医療機関から社団法人日本透析医会を通じて愛知県に支援要請のあった患者さんとし、搬送方法を含め具体的な手段等につきましては、早急に国等と協議をしております。
- ・何卒、ご理解のうえ、ご協力をお願い申し上げます。

平成23年3月17日

愛知県知事 大村 秀章